## 黒滝村指定給水装置工事事業者の指定申請について

本村において給水装置工事を行うためには黒滝村指定給水装置工事事業者として指定を受ける必要があります。有効期限は5年間で5年ごとに更新の必要があります。新たに指定給水装置工事事業者として指定を受けようとするときは、次により指定給水装置工事事業者指定申請書を提出してください。

## 1. 受付

随時、受付けます。(午前9時00分から午後5時00分まで) ただし、土曜日、日曜日及び祝日等は除きます。

## 2. 提出場所及び方法

黒滝村 林業建設課まで持参してください。

- 3. 申請に必要な書類
  - 1) 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)
  - 2)機械器具調書(別紙)
  - 3) 誓約書(様式第2号)
  - 4) 法人の場合 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本又は登記事項証明書
  - 5) 個人の場合 住民票の写し(個人)
  - 6)給水装置工事主任技術者選任届出書(様式第6号)※後日提出可能 [免許番号確認のため、免状の複写(コピー)を添付してください。]
  - 7) 更新の場合は、指定給水装置工事事業者更新時確認事項書調書
- (注) ・提出書類が不足している場合は、受付できません。
- ・フリガナの必要な箇所には、必ず記入してください。
- ・登記簿の謄本、登記事項証明書及び住民票の写しは、発行日から3箇月以内のものを提出してください。 (コピー不可)

## 4. 指定の基準

- 1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 2) 次に定める機械器具を有する者であること。
  - ア. 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
  - イ. やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ウ. トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - エ. 水圧テストポンプ
- 3)次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及 び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ 第9条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当
- カ 法人であって、その役員の内にアからオまでのいずれかに該当する者がある者

注: 申請・更をする方が上記の指定の基準について適合しない場合は、指定を受けることができませんので申請前に必ず確認してください。

指定給水装置工事事業者の指定・更新手数料(5,000円)を、黒滝村指定給水装置工事事業者 証の交付時に納付していただきますようにお願いします。

○問い合わせ

〒638-0292

奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地 黒滝村役場 林業建設課

T E L 0 7 4 7 - 6 2 - 2 0 3 1 F A X 0 7 4 7 - 6 2 - 2 5 6 9 T